

○新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間休暇等に関する条例

平成7年3月31日組合条例第2号

改正

平成18年1月1日組合条例第6号

平成28年3月1日組合条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（非常勤の職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。）の勤務時間は、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年五泉市条例第32号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 新潟県中東福祉事務組合職員の勤務時間に関する条例（昭和40年組合条例第7号）

(2) 新潟県中東福祉事務組合職員の休日、休暇に関する条例（昭和40年組合条例第8号）

附 則（平成18年1月1日組合条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月1日組合条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。